

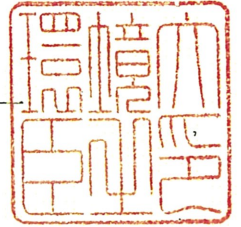


資料2

諮問第455号  
環保企発第1612282号  
平成28年12月28日

中央環境審議会  
会長 浅野 直人 殿

環境大臣 山本 公一



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額  
及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（諮問）

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額  
及び遺族補償標準給付基礎月額を平成29年4月分から別記のとおり改定する  
ことについて、同法第26条第2項及び第31条第2項の規定に基づき貴審議  
会の意見を求める。

(別記)

平成29年度障害補償標準給付基礎月額

(単位：千円)

| 年 齡 階 層 | 性 別   |       |
|---------|-------|-------|
|         | 男     | 女     |
| 25～29   | 227.7 | 195.9 |
| 30～34   | 261.9 | 208.5 |
| 35～39   | 292.7 | 215.7 |
| 40～44   | 321.2 | 224.0 |
| 45～49   | 355.0 | 229.3 |
| 50～54   | 370.1 | 225.9 |
| 55～59   | 350.8 | 215.1 |
| 60～64   | 246.1 | 182.7 |
| 65～69   | 222.5 | 176.9 |
| 70～     | 222.2 | 180.4 |

平成29年度遺族補償標準給付基礎月額

(単位：千円)

| 年 齡 階 層 | 性 別   |       |
|---------|-------|-------|
|         | 男     | 女     |
| 25～29   | 199.2 | 171.4 |
| 30～34   | 229.1 | 182.4 |
| 35～39   | 256.1 | 188.7 |
| 40～44   | 281.0 | 195.9 |
| 45～49   | 310.6 | 200.7 |
| 50～54   | 323.9 | 197.6 |
| 55～59   | 307.0 | 188.2 |
| 60～64   | 215.3 | 160.0 |
| 65～69   | 194.7 | 154.6 |
| 70～     | 194.5 | 157.7 |



中環審第958号  
平成29年1月12日

中央環境審議会 環境保健部会  
部会長 相澤 好治 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（付議）

平成28年12月28日付け諮問第455号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。

(参照条文)

○公害健康被害の補償等に関する法律  
(昭和四十八年十月五日法律第百十一号)

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

(遺族補償費の額)

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

3 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令  
(昭和四十九年八月二十日政令第二百九十五号)

(障害補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十二条 障害補償標準給付基礎月額は、法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（法第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」という。）の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

(遺族補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十七条 遺族補償標準給付基礎月額は、死亡した被認定者又は法第六条の規定による申請に基づいて行われた認定に係る死亡者の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

## ○公害健康被害補償法の実施に係る重要事項について（抄）

（昭和49年8月12日 中央公害対策審議会答申）

### 6 標準給付基礎月額の算定について

(1) 障害補償費及び遺族補償費の標準給付基礎月額は、「賃金構造基本統計調査報告」を用いて、性別及び年齢階層別に区分して定めることが適当である。世帯主、世帯員の別を設けることは、世帯員の給付水準を引き下げる要因にもなりかねず、制度として定型化を行う以上、全労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金を基礎として標準給付基礎月額を定めることはやむを得ないものとする。

(2) 給付水準は、障害補償費にあつては「賃金構造基本統計調査報告」による労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の八〇パーセント、遺族補償費にあつては七〇パーセントとすることが適当である。

(3) 標準給付基礎月額は、毎年定めるべきであるとする。この場合、その算定の基礎となる賃金は、前年の賃金実績（注）によることとし、その基礎となるデータは労働省の「賃金構造基本統計調査報告」及び同省の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」を用いることとする。

なお、初年度である昭和四十九年度においては、制度の実施時期（同年九月）との関係で同年度の賃金の動向が推定できることから、四十八年の賃金実績に四十九年の賃金の動向を織り込み補正を加えたものを基礎として標準給付基礎月額を算定するものとする。従つて、昭和五十年の標準給付基礎月額は、昭和四十九年度の場合と同額となる。

（注）「前年の賃金実績」を基礎とするのは次の理由による。即ち本制度では単一年度収支均衡の建前をとり、収支の見込額は年度開始前に決定することとしている。従つてその年度の障害補償費の算定の基礎となる標準給付基礎月額は年度開始前に決定し、告示する必要がある。この場合、その時点で得られる賃金に関するデータは、前々年の「賃金構造基本統計調査報告」（実績が公表されるのは翌年の六月ないし七月）と前年の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」であるので、これから「前年の賃金実績」を求め、その実績を基礎としてその年度の標準給付基礎月額を算定することになる。

(4) 年齢階層の区分は原則として五歳きざみとするが、二〇歳未満の者にあつては一五～一七歳、一八・一九歳とすることが実情にかなつた方法であるとする。「賃金構造基本統計調査報告」では把握されていない六五歳以上の者については、老齢化に伴う労働能力の減退をどう考えるかという問題はあつても一つのグループとして取り扱つてよいとする。

公健法に基づいて認定されているぜん息等の公害健康被害補償患者等に対して給付する障害補償標準給付基礎月額・遺族補償標準給付基礎月額について

## 1. 障害補償標準給付基礎月額

被認定者の指定疾病による障害の程度に応じて支給する障害補償費の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

| 区分 | 障 害 の 程 度  | 給付率 |
|----|--|-----|
| 特級 | 労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの              | 1.0 |
| 1級 | 労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの | 1.0 |
| 2級 | 労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの   | 0.5 |
| 3級 | 労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの     | 0.3 |

(出典：公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条)

## 2. 遺族補償標準給付基礎月額

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の遺族に対して支給する遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

厚生労働省賃金構造統計基本調査報告（実績）の産業計  
企業規模別計、学歴計「きまって支給する現金給与額」

※（ ）内は平成26年値

（単位：千円）

|           |         | 平成27年 |         |         |         |
|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|
| 男女計、年齢計   |         | 333.3 |         | (329.6) |         |
| (対前年アップ率) |         | 1.1%  |         | (1.7%)  |         |
| 年齢計       |         | 男子    |         | 女子      |         |
|           |         | 370.3 | (365.7) | 259.6   | (255.6) |
| (年齢階層)    |         |       |         |         |         |
|           | ～ 19    | 196.3 | (193.5) | 176.3   | (174.1) |
|           | 20 ～ 24 | 236.3 | (234.1) | 213.3   | (208.8) |
|           | 25 ～ 29 | 283.7 | (278.7) | 242.9   | (239.4) |
|           | 30 ～ 34 | 326.3 | (320.6) | 258.5   | (255.4) |
|           | 35 ～ 39 | 364.7 | (361.9) | 267.4   | (266.7) |
|           | 40 ～ 44 | 400.2 | (396.8) | 281.3   | (274.1) |
|           | 45 ～ 49 | 442.3 | (437.8) | 284.7   | (282.2) |
|           | 50 ～ 54 | 461.2 | (454.0) | 283.4   | (276.7) |
|           | 55 ～ 59 | 438.2 | (432.6) | 269.5   | (266.7) |
|           | 60 ～ 64 | 307.5 | (300.5) | 231.3   | (225.7) |
|           | 65 ～ 69 | 276.9 | (280.5) | 231.2   | (217.7) |
|           | 70 ～    | 276.9 | (273.1) | 236.7   | (236.7) |

(注) 平成20年調査から65歳以上の年齢階層の区分が変更され、65歳から69歳、70歳以上の区分とされた。

厚生労働省賃金構造統計基本調査報告（実績）の対前年増減表

（単位：千円）

|           |      | 平成 27 年 |        |      |      |
|-----------|------|---------|--------|------|------|
| 男女計、年齢計   |      | 3.7     |        |      |      |
| （対前年アップ率） |      | 1.1%    |        |      |      |
| 年 齢 計     |      | 男 子     |        | 女 子  |      |
|           |      | 4.6     | 1.3%   | 4.0  | 1.6% |
| （年齢階層）    |      | （千円）    | （%）    | （千円） | （%）  |
| ～         | 19   | 2.8     | 1.4%   | 2.2  | 1.3% |
| 20        | ～ 24 | 2.2     | 0.9%   | 4.5  | 2.2% |
| 25        | ～ 29 | 5.0     | 1.8%   | 3.5  | 1.5% |
| 30        | ～ 34 | 5.7     | 1.8%   | 3.1  | 1.2% |
| 35        | ～ 39 | 2.8     | 0.8%   | 0.7  | 0.3% |
| 40        | ～ 44 | 3.4     | 0.9%   | 7.2  | 2.6% |
| 45        | ～ 49 | 4.5     | 1.0%   | 2.5  | 0.9% |
| 50        | ～ 54 | 7.2     | 1.6%   | 6.7  | 2.4% |
| 55        | ～ 59 | 5.6     | 1.3%   | 2.8  | 1.0% |
| 60        | ～ 64 | 7.0     | 2.3%   | 5.6  | 2.5% |
| 65        | ～ 69 | ▲ 3.6   | ▲ 1.3% | 13.5 | 6.2% |
| 70        | ～    | 3.8     | 1.4%   | 0.0  | 0.0% |

（注）平成20年調査から65歳以上の年齢階層の区分が変更され、65歳から69歳、70歳以上の区分とされた。